

## 日本血栓止血学会海外留学助成 内規

### (趣旨)

第1条. 本学会では、研究者の海外研究留学を推進し、日本の血友病等の出血性疾患、あるいは血栓・線容系疾患の病態解明・治療の進歩を図ることを目的とし、海外留学助成金制度を設立する。渡航費および滞在費1年分として、毎年400万円、原則として1件を助成する(平成29年～33年)。海外留学助成金はCSL ベーリング株式会社の資金援助により運用される。

### (応募資格)

第2条. 受賞対象者は交付年度の4月1日現在40歳未満の者で、且つ交付年度の11月1日現在で満1年以上日本血栓止血学会正会員であることとする。応募資格は過去5年間に国内外の学術誌に掲載された論文1編以上の筆頭著者であるものとする(in press含む)。所定の申請書で研究業績の要約、過去5年間の主な研究業績リスト、留学先での研究展望と抱負、代議員からの推薦状、誓約書、留学施設の受入内諾書、留学期間中の収支計画書を提出する。また主な研究業績(10編以内)の別刷りあるいはコピー(5部)を添付する。

### (選考)

第3条. 選考にあたっては、提出書類を基に、他の団体機関等からの奨学金の総額、留学期間中の奨学金以外の年間収入を加味して、海外留学助成委員会が選考する。

2) 委員会は5条1項において開催する選考委員会までに前項にいう他の団体機関等からの奨学金の総額等を確認し、必要に応じて候補者に対し応募継続の意思を確認する。

3) 5条1項において開催する選考委員会にて受賞者を決定した後に内定または決定した他の団体機関等からの奨学金等は前項の意思確認の対象としない。

4) 前項において決定した受賞者が辞退した場合は委員で協議の上原則として次点の者に授賞する。

5) 選考結果は適切な時期に遅滞なく本学会ホームページ等に公表する。

### (受賞者の義務)

#### 第4条

1) 助成期間終了後3カ月以内に会計報告書および研究経過報告書を日本血栓止血学会海外留学助成委員会に提出する。

2) 留学中の研究成果を発表する場合、「日本血栓止血学会海外留学助成金(Research fellowship award of the JSTH)の助成による」旨を謝辞に書き添えること

3) 留学期間終了後、日本血栓止血学会学術集会で講演し、かつ日本血栓止血学会誌に論文を寄稿すること(総説可)

(選考委員会)

## 第5条

- 1) 選考委員会は、毎年会員に応募要項を公表し、年一回以上開催する委員会で受賞者を決定し、理事長にこれを報告する。
- 2) 選考委員会委員は、専門分野を考慮して、理事会で審議し、理事長が5名に委嘱する。
- 3) 選考委員の任期は3年とする。
- 4) 選考委員長は理事会で選出された者1名がこれに当たる。

平成29年1月28日 制定

平成30年1月27日 改訂

令和元年1月26日 改訂

令和2年4月25日 改訂

令和3年1月29日 改訂

令和4年1月29日 改訂